

登録統計調査員を募集しています

統計法に基づいて実施される統計調査の調査員を広く募集しています。調査員に登録されますと、各種統計調査が実施される際に、調査員を依頼させていただきます。統計調査は常時実施していませんので、登録後すぐに調査員を依頼するものではありません。

仕事

- ▽調査員説明会への出席
- ▽担当調査区域等の確認
- ▽調査対象者へ調査票の配布と記入依頼
- ▽記入された調査票の回収
- ▽回収した調査票等の検査および整理

調査票等の提出

▽調査期間
各統計調査ごとに約2か月間

調査員の身分等

調査任命期間中、非常勤の公務員となります（調査活動中の負傷等は公務災害補償適用）。

手当

各種統計調査ごとに異なり、活動日数や件数に応じて調査活動後に口座振込で支払います。

資格

▽20歳以上で責任を持って統計調査事務に従事できる方

▽税務、警察、選挙活動に直接関係のない方

登録方法

随時受け付けていますので、総務部行政課へ電話にてお申し込みいただくか、大口町ホームページに掲載している登録用紙をご提出ください。

問合せ

行政課 ☎95-1699



4月1日から本人通知制度を開始します

住民票の写しなどの不正請求および不正取得による個人の権利の侵害や防止を目的として、住民票の写しなどを本人の代理人または本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した方に交付した事実をお知らせする制度です。

対象の証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本

登録できる方（個人単位の登録）

▽町の住民基本台帳に記録されている方（転出等で消除された方も含まれます）。

▽町の戸籍や戸籍の附票に記載されている方（除かれた戸籍や附票も含まれます）。

※海外在住の方、失踪宣告を受けた方、死亡した方は登録できません。

登録に必要なもの

▽窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）
官公署発行の顔写真付きのものは1点、お持ちでない人は健康保険証、年金手帳など2点
町外の方は住民票の写しなど住所を確認できる書類

※代理人や法定代理人による申請は

お問い合わせください。

通知する内容

交付年月日、証明書の種別および枚数、請求者の種別（代理人、第三者）

※通知内容以外は、個人情報保護条例による自己情報開示請求をすることとなります（第三者などの住所、氏名などは開示されません）。

その他

国などの公的機関からの請求、住民票の同一世帯の方からの請求など第三者以外からの請求は、本人通知の対象外です。

問合せ

戸籍保険課 ☎95-1115

